

ビリングステーション利用規約【現改比較表】 2026年8月7日現在	
～2026年9月6日	2026年9月7日～
ビリングステーション利用規約	ビリングステーション利用規約
第一章 総 則 第1条 （略） 第2条（定義） (1) （略） (2) 「NTT東日本」とは、NTT東日本株式会社をいいます。 (3) 「NTT西日本」とは、NTT西日本株式会社をいいます。 (4) ～ (7) （略） (8) 「ビリングステーション」とは、利用者が、当社及びNTT東日本、NTT西日本の、料金明細、通話明細、及び電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）のデータを、当社が定める方式で自らダウンロード、集計・分析するために、当社がインターネットを通じて提供するサービスです。 (9) 削除 (10) 「磁気媒体」とは、NTT東日本及びNTT西日本が、その利用者に提供する料金明細、通話明細、電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）のデータを記録したCD-ROMをいいます。 第3条～第4条 （略） 第二章 利用の申込み 第5条（利用の申込み・承諾） 1. ～3. （略） 4. 当社への利用申込みにあたり、利用者は以下の事項を承諾することとします。 (1) 利用者がNTT東日本及びNTT西日本（又は各社）から提供を受ける磁気媒体を、当社が代わって提供を受け、これを本サービスの目的のために利用すること。	第一章 総 則 第1条 （略） 第2条（定義） (1) （略） (2) 削除 (3) 削除 (4) ～ (7) （略） (8) 「ビリングステーション」とは、利用者が、当社の料金明細、通話明細、及び電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）のデータを、当社が定める方式で自らダウンロード、集計・分析するために、当社がインターネットを通じて提供するサービスです。 (9) 削除 (10) 削除 第3条～第4条 （略） 第二章 利用の申込み 第5条（利用の申込み・承諾） 1. ～3. （略） 4. 削除

ビリングステーション利用規約【現改比較表】 2026年8月7日現在

～2026年9月6日

2026年9月7日～

(2) 本サービスで扱えるNTT東日本及びNTT西日本のデータは、「番号別明細内訳」「通話明細内訳」及び「電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）」データのみであり、左記以外の明細等データについては、集計等の対象外（以下、「集計等対象外データ」といいます。）である。したがって、本サービスの利用を希望する者がNTT東日本若しくはNTT西日本より集計対象外データの送付を受けている場合には、利用開始日以降の当該データの廃止依頼を当社よりNTT東日本若しくはNTT西日本に行うこと。

(3) 前号に定める集計等対象外データが、誤って当社に送付された場合には、当社はそのデータを破棄するものとし、それに伴う損害等については、当社は責任を負わないこととします。

(4) 削除

(5) NTT東日本若しくはNTT西日本から送付される磁気媒体について、当社が、第9条に定める保存期間経過後に、利用者への事前の通知なく廃棄すること。

(6) 利用者と、NTT東日本・NTT西日本との間の磁気媒体発行に関わる契約の有無、内容及び磁気媒体を特定するために必要なIDなどの番号を、当社が本サービスを運用するために必要な範囲で、NTT東日本・NTT西日本に直接確認すること。

(7) 第15条の規定に基づき、利用者が、NTT東日本・NTT西日本に提出する磁気媒体発行・磁気媒体送付先変更などの申込書を、当社が取り次ぎ、その内容を確認する場合があること。

第6条 （略）

第三章 本サービス内容及び料金

第7条（本サービスの内容） 本サービスの内容は下記の通りとします。

(1) 当社が、利用者に代わってその利用者にかかる磁気媒体をNTT東日本及びNTT西日本から受領します。

(2) 削除

(3) 上記（1）とその利用者にかかる当社の「料金明細」、「通話明細」および「電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）」データを元に、当社の定める形式にデータを加工します。

(4) ～ (5) （略）

2. ～3. （略）

第8条～第9条 （略）

第6条 （略）

第三章 本サービス内容及び料金

第7条（本サービスの内容） 本サービスの内容は下記の通りとします。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 利用者にかかる当社の「料金明細」、「通話明細」および「電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）」データを元に、当社の定める形式にデータを加工します。

(4) ～ (5) （略）

2. ～3. （略）

第8条～第9条 （略）

ビリングステーション利用規約【現改比較表】 2026年8月7日現在

～2026年9月6日

2026年9月7日～

第四章 利用者の責任

第10条～第14条 （略）

第15条（当社以外の者との契約及び当社へのＩＤ、パスワード等の開示）
 利用者は、本サービスの利用のために「ＮＴＴ東日本」及び「ＮＴＴ西日本」との間で必要となる以下の契約について自らが行うものとし、本サービスの利用開始日以前又は利用開始以後速やかに行うものとします。

（１）磁気媒体発行に関わる契約及び磁気媒体送付先を弊社指定の場所とする契約

（２）削除

（３）その他本サービスの利用に必要な契約

2. 利用者は、前(1)項の契約により発行される以下のＩＤ、パスワードなどの情報を当社に開示するものとします。

（１）ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本が発行する磁気媒体を特定するために必要なＩＤなどの番号

（２）削除

（３）その他、本サービスの運用に必要なＩＤ、パスワードなど

第16条～第17条 （略）

第五章 当社の責任

第18条 （略）

第19条（免責事項）

1. ～3. （略）

4. 当社は、磁気媒体を受領した後これを管理することとし、当社の責めによらない破損・紛失等については、責任を負わないものとします。

5. ～6. （略）

7. 磁気媒体を通じて当社が入手した情報の誤りにより、利用者又は第三者に損害が発生しても、当社は責任を負わないものとします。

8. ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の料金明細及び通話明細等に関する情報を当社の専用サイトに掲載する場合がありますが、その情報の内容について当社は責任を負わないものとします。

9. ～11. （略）

第四章 利用者の責任

第10条～第14条 （略）

第15条 削除

第16条～第17条 （略）

第五章 当社の責任

第18条 （略）

第19条（免責事項）

1. ～3. （略）

4. 削除

5. ～6. （略）

7. 削除

8. 削除

9. ～11. （略）

ビリングステーション利用規約【現改比較表】 2026年8月7日現在

～2026年9月6日

2026年9月7日～

第六章～第七章 （略）

第六章～第七章 （略）

料金表

料金表

通則 （略）

通則 （略）

第1表 （略）

第1表 （略）

第2表 スタンダードプランに関する料金

第2表 スタンダードプランに関する料金

2-1 適用

2-1 適用

区 分	内 容
定 義	スタンダードプランとは、カスタマイズレポート、ダイヤル通話履歴及び統計レポートを使用して、データの集計・分析を行い、分析結果を、データを照会した日の属する料金月の前料金月から料金明細については過去13ヶ月、通話明細については過去4ヶ月間照会できる機能を提供するサービスをいいます。 <u>但し、当社オフィシャルホームページに記載の提供条件を満たす場合には、2-2の料金額は適用しません。</u> (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/discount-statement/billingstation.html)

区 分	内 容
定 義	スタンダードプランとは、カスタマイズレポート、ダイヤル通話履歴及び統計レポートを使用して、データの集計・分析を行い、分析結果を、データを照会した日の属する料金月の前料金月から料金明細については過去13ヶ月、通話明細については過去4ヶ月間照会できる機能を提供するサービスをいいます。

2-2 料金額

2-2 料金額

区 分	単位	料金額
スタンダードプランに関する設定料	2-1の適用ごと	30,000円 (33,000円)
スタンダードプランに関する月額利用料	2-1の適用ごと 毎月	無料

区 分	単位	料金額
スタンダードプランに関する月額利用料	2-1の適用ごと 毎月	無料

第3表 （略）

第3表 （略）

第4表 [事務手数料に関する料金](#)

第4表 [削除](#)

[4-1適用](#)

区 分	内 容
---------------------	---------------------

ビリングステーション利用規約【現改比較表】 2026年8月7日現在

～2026年9月6日

2026年9月7日～

定 義	スタンダードプランに、料金明細の追加オプションを追加する場合、処理手続き費用を頂きます。 ただし、当社オフィシャルホームページに記載の提供条件を満たす場合には、4-2の料金額は適用しません。 (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/discount-statement/billingstation.html)
--	--

4-2料金額

区 分	単 位	料金額
事務手数料に関する設定料	4-1の適用ごと	1,000円(1,100円)
事務手数料に関する月額利用料	4-1の適用ごと 毎月	無料

第5表 [組織設定代行に関する料金](#)

[5-1適用](#)

区 分	内 容
定 義	組織設定代行とは、回線の組織設定登録を、当社が代行して行うサービスをいいます。 但し、回線数は1,000回線までとします。1,000回線以上の登録については、提供の可否及び料金額について当社が個別に判断することとします。
備 考	・申込み受付後、登録内容の変更が発生した場合、新たな申込といたします。

5-2料金額

区 分	単 位	料金額
事務手数料に関する設定料	5-1の適用ごと	5,000円(5,500円)
事務手数料に関する月額利用料	5-1の適用ごと 毎月	無料

第5表 [削除](#)

